

愛知県教育委員会 教育長瀬瀬知行様

請願書

2026年7月15日

請願人 行政を考える住民の会

事務局 宮崎邦彦

連絡先 〒

請願

愛知県高等学校文化連盟（以下、「高文連」という）加盟について、2026年度（これ以降含む）の、加盟について、正式に加盟届（申請書）の提出されていない学校については、すみやかに加盟届を提出させることを求める請願。

請願の理由、趣旨

- 1 2026年度、名古屋市内の県立高校について、「高文連」についての加盟届について公開請求をしたが、どの学校からも加盟届（写し等）の、文書は出なかった。提出されていなかったといえる。
- 2 手順として、学校において、「高文連」への加盟についての話し合い等。そして加盟届提出。分担金（加盟金）の入金ということになるといえる。
- 3 「高文連」については、愛知県高等学校体育連盟とは異なり、加盟届、申請書（資料1）が公表されている。様式が公表されているということは、当然であるが、手順として、加盟届の提出を求められているといえる。

提出されているはずのものが、提出されていないことが（初歩的な）問題であると判断して、請願に至る。

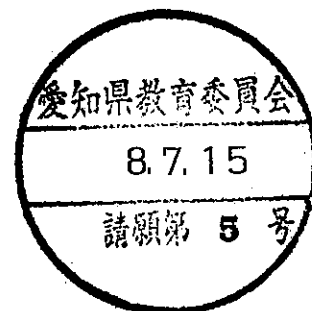
請願事項

- 1 各学校に、2026年度（以降も含む）、愛知県高等学校文化連盟への加盟について、加盟のための申請書（資料2による）を提出させること。
- 2 申請書を提出した学校は加盟申請をしたことを生徒、保護者に明らかにすること。

添付 資料1 愛知県高等学校文化連盟加盟申請書。

資料2 愛知県高等学校文化連盟規約。

口頭意見陳述希望





1

令和 年 月 日

愛知県高等学校文化連盟会長 殿

学校名 _____

校長名 _____ 印

愛知県高等学校文化連盟加盟申請書

- 1 学校名 *全日制以外は課程名も記入してください。

- 2 郵便番号・住所

〒 _____

- 3 電話番号・FAX番号

Tel _____ Fax _____

- 4 E-mailアドレス *学校の代表アドレスをご登録ください。

- 5 在籍生徒数 *申請段階の数値をお書きください。

- 6 加入申請理由

--

- 7 担当者 職・氏名

2
愛知県高等学校文化連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、愛知県高等学校文化連盟と称する。

(事務局)

第2条 事務局を名古屋市中村区竹橋町36番31号の旧中村区役所庁舎内に置く。また、別室を、原則として理事会長の所属する学校に置き、それぞれに事務局員若干名を置く。

(目 的)

第3条 本連盟は、学校教育の本旨に則り、愛知県内の高等学校、特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程、及び高等専門学校(第3年次まで)、並びに専修学校・各種学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)の文化活動の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等学校等の文化活動に関する調査・研究
- (2) 高等学校等の文化に関する研修会、講習会及び鑑賞会
- (3) 高等学校等の総合的文化行事
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業

(組 織)

第5条 本連盟は、愛知県内の高等学校等をもって組織する。

第2章 機 関

(機 関)

第6条 本連盟に次の機関を置く。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 評 議 員 会 | (2) 理 事 会 |
| (3) 事 業 部 会 | (4) 校 長 理 事 会 |
| (5) 常 任 理 事 会 | (6) 専 門 部 長 連 絡 会 |

(機関の構成)

第7条 機関の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会は、本連盟に加盟している高等学校等からの代表者をもって構成する。
- (2) 理事会は、理事をもって構成する。
- (3) 事業部会は、事業部長、事業部副部長、事務局、事業部担当理事(事業部理事・副理事、還元事業担当理事、演劇、放送、吹奏楽、文芸、展示部門担当理事)をもって構成する。
- (4) 校長理事会は、理事会に属する校長をもって構成する。
- (5) 常任理事会は、会長、副会長、事業部長、事業部副部長、会計部長、特別支援学校代表、定通校長会代表をもって構成する。
- (6) 専門部長連絡会は、専門部長をもって構成する。

(会 議)

第8条 各機関の会議は、会長が招集する。

- (1) 各機関の会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立するものとし、委任状はこれを認める。
- (2) 議決は、出席者の過半数による。

第3章 機 構

(機 構)

第9条 本連盟の業務を執行するため、支部及び専門部を置く。

- (1) 支部は、県内6地区に区分し、その機構は、別表1のとおりとする。
- (2) 専門部は、18部門とし、その機構は、別表2のとおりとする。
- (3) 本連盟の支部規程及び専門部規程は、別に定める。

第4章 役 員

(役 員)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- | | | | |
|-----------|----------|--------------|----------|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 評 議 員 | 各加盟校代表1名 | (4) 専門部会長 | 各1名 (校長) |
| (5) 理事会長 | 1 名 | (6) 事業部長・副部長 | 各1名 |
| (7) 会計部長 | 1 名 | (8) 理 事 | |
| (9) 支部長 | 各1名 | (10) 専門部長 | 各1名 |
| (11) 監 事 | 2 名 | | |

第11条 支部に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 支部長 | 1 名 | (2) 副支部長 | 2 名 |
| (3) 幹 事 | 若干名 | (4) 会 計 | 2 名 |

第12条 専門部に次の役員を置く。

- | | | | |
|------------|-----|----------|-----|
| (1) 専門部会長 | 1 名 | (2) 専門部長 | 1 名 |
| (3) 専門部副部長 | 2 名 | (4) 委 員 | 若干名 |
| (5) 会 計 | 2 名 | | |

(役員職務)

第13条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統轄し、本連盟を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 評議員は、本連盟の事業の審議にあたる。
- (4) 専門部会長は、それぞれの専門部会を代表し、その部会の業務を統轄する。
- (5) 理事会長は、理事会を統轄する。
- (6) 事業部長は、事業部を統轄し、本連盟の業務執行について理事会に助言する。
- (7) 会計部長は、会計業務全般を処理する。
- (8) 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。
- (9) 支部長は、それぞれの支部を代表し、その支部の業務を統轄する。
- (10) 専門部長は、専門部会長を補佐し、それぞれの専門部の業務を処理する。
- (11) 監事は、会計を監査する。

(役員の選出)

第14条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、評議員会において選出する。
- (2) 副会長は、評議員会において選出し、会長が委嘱する。
- (3) 専門部会長及び支部長並びに副支部長は、評議員会の議を経て、会長が委嘱する。
- (4) 理事会長は、理事会において選出する。
- (5) 事業部長及び事業部担当理事は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
- (6) 会計部長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
- (7) 理事は、次の者の中から選出された者を評議員会に推薦し、会長が委嘱する。

ア 加盟校長	若干名	イ 支 部	各1名
ウ 専 門 部	各1名	エ その他	若干名
- (8) 専門部長及び専門部副部長は、評議員会の議を経て、会長が委嘱する。
- (9) 監事は、評議員会において選出する。

2 役員の重任は妨げない。

(役員任期)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、必要により補充することがある。ただし、補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会 計

(経 費)

第16条 本連盟の経費は、分担金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会計経理)

第18条 本連盟の会計は、別に定める愛知県高等学校文化連盟会計規程による。